

重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る

「安全基準等」策定にあたっての指針（第3版）

【骨子案】

年 月 日

情報セキュリティ政策会議

重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定にあたっての指針  
(第3版)【骨子案】

I 目的及び位置づけ

1. 重要インフラにおける情報セキュリティ確保のために
2. 「安全基準等」の必要性
3. 「安全基準等」とは何か
4. 本指針の位置づけ
5. 本指針の構成
6. 本指針を踏まえた安全基準等の継続的改善及び浸透への期待

II 「安全基準等」で規定が望まれる項目

1. 「安全基準等」策定の目的
2. 「安全基準等」の対象範囲
3. 「安全基準等」の対象とする脅威
4. 重要インフラ事業者等の担う役割
5. 「安全基準等」の公開
6. 対策項目
  - (1) 4つの柱
    - ア 組織・体制及び資源の確保
    - イ 情報についての対策
    - ウ 情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策
    - エ 情報システムについての対策
  - (2) 5つの重点項目
    - ア IT 障害の観点から見た事業継続性確保のための対策
    - イ 情報漏えい防止のための対策
    - ウ 外部委託における情報セキュリティ確保のための対策
    - エ 利用者の合理的な対応に必要な情報の開示等の対策
    - オ 社会環境変化や制度改正に起因する不可避な脅威のための対策

III フォローアップ

1. フォローアップの考え方
2. 本指針の継続的改善
  - (1) 指針改定に関する検討
  - (2) 指針の分析・検証
3. 安全基準等の継続的改善
  - (1) 重要インフラ所管省庁及び重要インフラ事業者等
  - (2) 内閣官房
4. 安全基準等の浸透
  - (1) 重要インフラ所管省庁及び重要インフラ事業者等
  - (2) 内閣官房